

環廃対発第121130303号
環廃産発第121130309号
平成24年11月30日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件の一部改正について（通知）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件等の一部を改正する件（平成24年環境省告示第164号。以下「改正告示」という。）が平成24年11月30日に公布・適用された。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「法」という。）第24条において、一般廃棄物処理施設であって一定の要件に該当するもの（以下「特定一般廃棄物処理施設」という。）又は産業廃棄物処理施設であって一定の要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処理施設」という。）の設置者等は、当分の間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく通常の維持管理基準の他、環境省令で定める特別の維持管理基準に従い、当該特

定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならないとされている。

ただし、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「規則」という。）第32条第2号の規定により、環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認（以下単に「確認」という。）を受けた施設については、特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設から除外されることとされており、当該確認の要件は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件（平成23年環境省告示第105号）において、特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設のうち、規則第14条に規定する基準に適合しないばいじん及び焼却灰その他の燃え殻が生ずるおそれが少ない廃棄物の焼却施設であることとされている。

今般、法の完全施行後に得られた追加的な知見及び焼却施設以外の廃棄物の中間処理施設における廃棄物の処理状況を踏まえ、安全性の確保を前提に、現在確認の要件の対象となっている廃棄物の焼却施設以外の廃棄物の中間処理施設においても確認を受けられるよう、要件の見直しを行った。

第二 確認の要件の見直しについて

規則第32条第2号の規定により環境大臣が定める要件を以下のとおりとした。

- 1 ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を生ずる廃棄物の焼却施設であって、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の事故由来放射性物質による汚染状態が規則第14条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。
- 2 廃棄物の焼却施設（1に規定するものを除く。）、廃棄物の熔融施設、熱分解施設若しくは焼成施設（焼却施設に該当するものを除く。）又は汚泥の脱水施設であって、次のいずれにも該当するものであること。
 - （1）廃棄物を処分するために処理したものを生ずる場合にあっては、当該処理したものの事故由来放射性物質による汚染状態が規則第14条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。
 - （2）処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあっては、当該排ガスの排出口における当該排ガス中の事故由来放射性物質の3月間の平均濃度が生活環境の保全上支障を生じないものであることが明らかであると認められること。
 - （3）処分に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、当該排水の排出口における当該排水中の事故由来放射性物質の3月間の平均濃度が生活環境の保全上支障を生じないものであることが明らかであると認められること。

ここで、1及び2（1）の具体的な判断の目安は、①1又は2に掲げる施設から排出された廃棄物の直近の調査に係る測定結果において、廃棄物のセシウム134及びセシウム137についての放射能濃度が800ベクレル毎キログラム以下であること、②直近3回以上の廃棄物の調査（60日以上期間にわたり行われている調査に限る。）に係る測定結果において、廃棄物のセシウム134及びセシウム137についての放射能濃度が全て6,400ベクレル毎キログラム以下であること、のいずれかに該当することとする。

また、2（2）の具体的な判断の目安は、排出口における排ガスのセシウム134及びセシウム137の濃度について下記①の式により算定した値が3か月連続で1を超え

ないこととし、2（3）の具体的な判断の目安は、排出口における排水のセシウム134及びセシウム137の濃度について下記②の式により算定した値が3か月連続で1を超えないこととする。

$$\textcircled{1} \quad \frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}}$$

$$\textcircled{2} \quad \frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$

詳細については、環境省のホームページを参照されたい。また詳細は追って廃棄物関係ガイドラインにも掲載予定である。

なお、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を生ずる焼却施設についての要件は、従前と変更がないことに留意されたい。

第三 確認の撤回について

改正前においては、事故由来放射性物質による汚染状態が規則第14条に規定する基準に適合しないおそれが少ないとは認められなくなった場合には確認を撤回することがありうるとしていたところ、改正後においては、当該場合に加えて排ガス又は排水の排出口における当該排ガス又は排水の事故由来放射性物質の3月間の平均濃度が生活環境の保全上支障を生じないものであることが明らかであるとは認められなくなった場合にも、確認を撤回することがありうる。なお、確認を撤回する可能性がある場合として、具体的な例としては、以下のいずれかに該当する場合等が考えられる。

- 1 焼却施設において炉の改修を行った結果、焼却による減容化率が向上する場合、新たに熔融工程を追加したことにより、当該施設から熔融飛灰も排出されることとなった場合等、確認を受ける根拠となった調査結果が得られた時期と比較し、当該施設における廃棄物の処理方法に大幅な変更が生じる場合。
- 2 屋外から流入する水が含まれる可能性のある汚泥の受入割合が増加した場合、屋外に置かれていた木くず、廃プラスチック類、草木、枝葉等の受入割合が増加した場合等、確認を受ける根拠となった調査結果が得られた時期と比較し、当該施設において処理をする、又はしようとする廃棄物の種類又はその性状に大幅な変更が生じる場合。

第四 その他

規則第28条に規定する特定一般廃棄物の処分の用に供される一般廃棄物処理施設（焼却施設、熔融施設、熱分解施設及び焼成施設に限る。以下同じ。）は、規則32条第1号に該当し、本確認の対象となる施設ではない。同様に、規則第30条に規定する特定産業廃棄物の処分の用に供される産業廃棄物処理施設（焼却施設、熔融施設、及び汚泥の脱水施設に限る。以下同じ。）も、規則第34条第1号に該当し、本確認の対象となる施設ではない。そのため、本確認を受けた後に、新たに特定一般廃棄物の処分の用に供されることとなった一般廃棄物処理施設は、規則第32条第1号に該当する特定一般廃棄物処理施設として、また、本確認を受けた後に、新たに特定産業廃棄物の処分の用に供されることとなった産業廃棄物処理施設は、規則第34条第1号に該当する特定産業廃棄物処

理施設として、それぞれ法第24条に基づく特別の維持管理基準の適用対象となるので留意されたい。さらに、これらの処理施設のうち廃棄物の焼却施設については、法第16条に基づく調査の義務の対象となることにも留意されたい。